

件名	教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	義務教育課（人事課職員厚生室、教育総務課、高校教育課）
根拠法令等	国立大学法人法（平成15年法律第112号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）
【改正の概要】	<p>国立大学法人法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法並びに国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行（平成16年4月1日）により、国立大学が国立大学法人へ移行すること等に伴う規定整備、引用条文の改正等を行うための一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育職員の給与に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法の一部改正に伴う規定整備（根拠条項変更等） 愛媛県職員退職手当条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法の一部改正に伴う規定整備（条ずれ） 国立大学法人法の施行に伴い、国家公務員である国立大学の職員が国立大学法人の職員（非公務員）へ承継されることから、国立大学との間での人事交流に関わる職員の退職手当算定の基礎となる勤続期間の通算等に係る調整規定を整備 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法の一部改正に伴う規定整備（条ずれ） 農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正に伴う規定整備（引用法律名の変更等） <ul style="list-style-type: none"> （旧）農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第4条 （新）農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第3条 愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法の施行に伴い、国立大学が国立大学法人となること等に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> 「国立及び公立の」「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である」 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴う規定整備（引用法律名の変更、条ずれ） 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令の施行に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> 教育職員に時間外勤務をさせることができる場合（臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。） <ol style="list-style-type: none"> 校外実習その他生徒の学習に関する業務 修学旅行その他学校の行事に関する業務 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務
施行日	平成16年4月1日
【その他参考事項】	<p>国立大学法人法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学を各大学ごとに法人化し、国立大学法人を設立 大学共同利用機関を再編の上法人化し、大学共同利用機関法人を設立 <p>国立大学法人制度の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保 民間的発想のマネジメント手法を導入 学外者の参画による運営システムを制度化 非公務員型による弾力的な人事システムへの移行 第三者評価の導入による事後チェック方式に移行